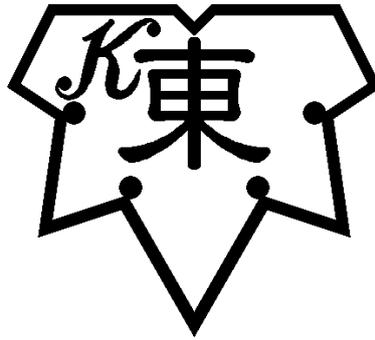


# 令和2年度 後期選抜募集要項



◎ この募集要項には、出願から合格発表までの事項が記載してありますので、熟読し指示に従って手続きを行ってください。

福島県立喜多方東高等学校

〒966-0085 福島県喜多方市字江中子 4167

電話 (0241) 22-2161

## 1 募集定員

課程	学科	後期選抜入学募集定員
全日制	普通科	定員80名から、前期選抜の合格者数を除いた数

## 2 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

ただし、前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。

なお、前期選抜及び連携型選抜の受験の有無にかかわらず出願することができる。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和2年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- (2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
  - ① 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
  - ② 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - ③ 文部科学大臣の指定した者
  - ④ 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
  - ⑤ 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

## 3 出願方法

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- (2) 上記(1)以外の者は、直接、本校校長に出願する。

## 4 併願の取扱い

後期選抜で本校を志願する者は、後期選抜で他の高等学校へ出願することはできない。

## 5 出願期間

令和2年3月17日(火)から3月18日(水)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、694円分の切手（速達・簡易書留料金）を貼付した「長形3号」の返信用封筒を同封の上、令和2年3月18日(水)正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

## 6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
  - ① 入学願書（県教育委員会において作成した用紙）
  - ② 調査書（所定の様式による）  
ただし、年齢20歳以上の者については、調査書の提出を免除する。
  - ③ 受験票用紙（県教育委員会において作成した用紙に、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
  - ④ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成した用紙に、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）  
なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。  
(注)③、④は切り離さないで提出すること
- (2) 上記(1)以外の者
  - ① 入学願書（上記(1)①に同じ）
  - ② 健康診断書（令和2年1月以降に医師の診断を受けたもの）
  - ③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

- ④ 受験票用紙（県教育委員会において作成した用紙に、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
- ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（県教育委員会において作成した用紙に、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

なお、後期選抜において入学検定料を納付する者のみが提出する。

- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、後期選抜志願者名簿（所定の様式による）を添付する。

- (4) 入学願書には、入学検定料として、2, 200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

なお、前期選抜又は連携型選抜において入学検定料を納付した者は、新たに入学検定料を必要としない。その際、前期選抜又は連携型選抜の出願先高等学校長が発行した「入学検定料納付済証明書」を入学願書の裏面に貼付する。

また、前期選抜において定時制の課程の入学検定料のみを納付した者が本校に出願する場合には、不足する入学検定料1, 250円分の「福島県収入証紙」を貼付する。

## 7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（所定の様式による）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84円切手を貼付した「長形3号」の返信用封筒を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、令和2年3月17日(火)から3月23日(月)までとする。  
郵送の場合には、3月23日(月)必着とする。  
持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。  
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

## 8 出願先変更

志願者は、令和2年3月19日(木)に、1回に限り、出願先を変更することができる。受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、午後5時までに中学校長からの協議があり、志願者に特別な事情があると認められる場合には、受付時間について弾力的な対応をする。

- (1) 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
  - ① 出願先の変更を希望する者は、後期選抜出願先変更願（所定の様式による）、新たに作成した入学願書及び受験票用紙、調査書並びに入学検定料納付済証明書（又はその写し）を、在学（出身）中学校長を通して、変更先の高等学校長に提出する。  
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
  - ② 後期選抜出願先変更願の提出を受けた高等学校長は、志願者が先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更願の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
  - ③ ②により変更先の高等学校から連絡を受けた高等学校長は、変更先の高等学校に、入学願書の写しを持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
  - ④ 出願先変更を希望する志願者のいる中学校長は、先に出願した高等学校に、後期選抜出願先変更者名簿（所定の様式による）を持参するか又はファックスで送付するとともに電話で連絡する。
- (2) 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」を貼付する必要はない。

ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。

(3) すでに交付を受けた受験票は返還する。

## 9 出願の取消し

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が後期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（所定の様式による）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込みの者以外の者については、出願取消届を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。

(2) 後期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。

ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

## 10 選抜方法・選抜資料

「調査書」の審査結果、「作文」及び「面接」の結果を資料として選抜を行う。

なお「自己申告書」の提出があった場合には、選抜に際して志願者を理解するための補助資料とする。

(1) 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点に点数化し、それ以外の記載内容は精査して、志願者についての客観的かつ公正な選抜資料とする。

(2) 作文

与えられたテーマについて、600字程度で自分の考えや思いを述べる作文を実施する。作文は段階評価する。

(3) 面接

志願者の目的意識や中学校における活動状況等についての理解を深めるため個人面接を実施する。面接は段階評価する。

## 11 作文・面接の期日及び会場等

(1) 日 時 令和2年3月24日(火)

(2) 会 場 本 校

(3) 日 程 受付(西昇降口) 8:20 ~ 8:40

点呼・諸注意 8:40 ~ 8:55

作 文 9:00 ~ 9:40

面 接 10:00 ~

(4) 持 ち 物 後期選抜受験票、上ばき、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム（下敷は使用不可）

(5) 諸 注 意 計算機能や言語表現機能を有するもの、及び携帯電話等の通信機器は持ち込まないこと。

## 12 合格者発表

(1) 令和2年3月25日(水)午後3時以降に本校で発表する。

(2) 合格者に対して「合格通知書」を交付する。（交付時に後期選抜受験票が必要となります。）

(3) 合格者は、合格発表当日に諸手続きを済ませること。（諸手続きの内容については、後期選抜時に連絡する。）

(4) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

## 13 その他

(1) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（所定の書式による）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(2) その他詳細については、令和2年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱に基づくものとする。